

# 中小企業の働き方改革対応セミナー

最近ニュースなどでも頻繁に取り上げられている働き方改革ですが、既に2019年4月1日から、働き方改革関連法として順次施行されています。この法律では、①時間外労働の上限規制 ②年次有給休暇の時季指定 ③同一労働同一賃金の3つが柱となっています。どれも、企業経営にとっては非常に重要で、かつ早急に取り組まなければならない課題です。そこで、セミナーにおいては法律の内容を分かりやすく解説するとともに、具体的な対策、手続きについてお話していきます。また、働き方改革を成功させるために必要な実務のポイントも紹介していきます。

番号	日程	内容	講師
①	2019年 7/30 火曜日	「助成金を活用した働き方改革の取組み」 ■序章：『働き方改革と助成金活用』 ①『働き方改革の概要』 ②『働き方改革の背景』 ③これからの雇用と労務管理 ④活用したい助成金(テレワークなど)	中小企業診断士・社会保険労務士 <b>星 昌宏</b> 【プロフィール】大手証券会社にて株式公開支援業務等を経験後、中小企業の人事・労務管理の支援を専門分野として独立。開業後における支援・指導・助言の実績は延べ1000件超。東京都中小企業振興公社(経営)相談員
②	8/ 2 金曜日	「働き方改革対応のための勤務時間と残業代対策」 ①2020年4月からの残業時間上限の解説と変形労働時間制やフレックスタイム制の導入などの勤務制度の見直し方法。 ②「基本給に残業代を含めている」「営業手当は残業代のつもりだ」こんな残業手当制度はアブナイ、を解説します。	特定社会保険労務士 <b>角田 博一</b> 【プロフィール】労務トラブルに強い特定社会保険労務士。給料計算代行、就業規則の作成・変更などに対応。会社の立場を理解したうえでの就業規則変更やみなし残業代の導入アドバイスなどを実施。
③	8/ 5 月曜日	「働き改革と人事評価制度」 ①日本の労働制度と働き方にある課題と対策 ②『働き方改革』対応の人事評価制度作成上の留意点	中小企業診断士 <b>大森 隆</b> 【プロフィール】経営コンサルティング会社、人事コンサルティング会社取締役などを経て平成25年に独立。中小企業の人事評価制度策定・運用、賃金制度策定、考課者研修、幹部・管理職研修など支援実績多数。

**時間** 【受付】午後1時30分より 【セミナー】午後2時～4時

**参加費 無料**

**定員 各30名**【申込先着順】

**会場** 立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル  
11階 立川商工会議所 第5会議室

【申込方法】下記の申込書を「FAX」または「メール」にてお送りください。  
定員に達した場合のみご連絡をいたします。当方からの連絡がない場合は受付が来ておりますので直接会場にお越しください。

<b>参加申込書</b>		フリガナ			
<b>中小企業の働き方改革対応セミナー</b>		貴社名			
		所在地			
ご希望のセミナーのみ参加する 単発受講が可能です!!		T E L		F A X	
フリガナ ご参加者名		役 職		業 種	
ご参加するセミナーの番号に ○をご記入ください		①	②	③	<input type="checkbox"/> 全て参加

【個人情報の取り扱い】ご記入いただいた情報は、個人情報保護法を尊重し、目的以外に個人情報を使用することはありません。

**FAX 042-527-5913** **E-mail t.shibata@tachikawa.or.jp**

【お問合せ】立川商工会議所 中小企業相談所 担当 芝田 TEL 042-527-2700  
こちらのQRからメールの申込フォームへアクセスされます。  
【手順】QRを読み込む→ウェブサイトのリンクをクリック→  
メール作成画面はこちらからよりメールを選択し入力後に送信

